

「転ばぬ先の杖」

ご存知ですか？ 在宅医療・介護について

「在宅医療」とは、様々な病気にかかっている人が自宅等の生活の場で、医師の訪問診療や往診、訪問看護などの医療サービスを受けながら療養生活を送ることです。

問 高齢福祉課 包括支援係



▶在宅医療に関するQ&A

Q どんな人が在宅医療を受けられるの？

A 通院が困難な人で外来通院や入院のかわりに自宅等での療養を希望する人、寝たきりの人、また退院後の自宅療養に入る人などです。

Q 退院を迎え、自宅での療養や介護が不安です。

A 不安なことやどういう準備が必要なのか不明な場合、入院中の病院に相談しましょう。担当医師や医療スタッフ、院外の関係者と調整を行いながら不安の解消に向けたサポートをしてくれます。

Q かかりつけ医を持ったほうが良い理由は？

A 継続的に診ていただくため、日頃からの変化に気づきやすく、早期に異常などが発見されやすくなります。病状により適切な専門機関の紹介や介護保険の認定に必要な主治医意見書に関わる相談、健診や予防接種等の相談に応じていただけます。

Q 在宅医療・介護の費用は？

A 医療保険または介護保険が適用になります。医療保険および後期高齢者医療保険については、保険の種類等によって費用負担割合が異なります。介護保険については、すでに認定を受けている人は負担割合証に記載された負担割合となりますが、新規に要介護認定を受けた場合は認定後に負担割合証を送付します。



▶在宅医療・介護を始めようと思ったら…

どのようなところから進めてよいか迷ったときには、地域の身近な窓口で相談してみましょう。

窓口	相談内容
地域包括支援センター ☎ 26-2250	保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが、高齢者の相談窓口として在宅介護に関する相談に応じてくれます。
かかりつけの医師	かかりつけの医師がいる場合、自宅までの診療に来てもらえるか相談してみましょう。
医療機関の相談窓口	医療機関の相談員や看護師が相談に応じます。相談室がない場合は、治療に当たっている医師や看護師に相談しましょう。
ケアマネジャー	本人や家族の希望を聞いて、身体の状態や自宅での環境、地域の状況等を総合的に判断して、在宅でのサービス全般を調整してくれます。
かかりつけ薬局	薬局の薬剤師が医師の指示のもと、薬の調剤をし、自宅等を訪問して薬の飲み方や、副作用の説明をしたり、薬を服用しやすいように工夫してくれます。

(小諸北佐久医療・介護連携推進協議会作成「知っておけば安心 在宅医療・介護のこと」より一部抜粋)

※小諸市は、支援が必要な高齢者の生活を身近な地域で支えるための医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、引き続き、関係機関と連携を図りながら在宅医療・介護連携を推進していきます。